

都市公園管理に必要な主な有資格項目について

資料②

資格名	必要な業務	根拠法令等	分類			対象施設等
			①	②	③	
一級(二級)造園 施工管理技士又は 技術士(建設部門 都市及び地方計画)	植物管理業務	建設業法 技術士法	○			(常勤雇用すること)
造園技能士		職業能力 開発促進法		○		
公園管理運営士		民間資格		○		
体育施設管理士		民間資格		○		
緑の安全管理士		民間資格		○		
ビオトープ管理士		民間資格		○		
樹木医		民間資格		○		
(第三種)電気主任 技術者	電圧が5万ボルト未満の事業 用電気工作物 電気設備の保安監督業務	電気事業法			○	
第1種電気工事士	500kW 未満の自家用電気工 作物、一般用電気工作物	電気工事士 法			○	

① : 指定管理者が保持すべき資格 (※必置技術者)

② : 指定管理者が保持することが望ましい資格

③ : 指定管理者もしくは業務委託先事業者が保持すべき資格

※必置技術者については、直接かつ恒常的な雇用関係が必要です。在籍出向者や派遣などは認められません。指定管理業務の応募時及び指定管理業務実施時において、代表法人を含む構成団体のいずれかと直接雇用関係にあることが必要です。

※造園施工管理技士、または技術士(建設部門都市及び地方計画)資格保有者は管理事務所において、常勤及び専任することが必要です。(但し、年次有給休暇取得日等に、別の資格保有者の勤務は要しません。)